

国有財産の売却依頼、一時貸付け等の暫定活用に関する情報提供のご案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび中国財務局より当協会に対して、先着順売払いの依頼、二段階一般競争入札と、一時貸付け等の暫定活用に関する情報提供についての案内がございましたのでお知らせ申し上げます。

1【先着順物件】

受付期間：令和5年12月26日（火）～令和6年4月19日（金）午後5時必着

受付時間：午前9時～正午 午後1時～午後5時

※ 物件番号002、010、502、503については、受付期限が令和6年3月25日（月曜日）午後5時までとなります。

受付場所：中国財務局 管財部 統括国有財産管理官（第一部門）（広島市中区上八丁堀6番30号）

受付期限 令和6年3月25日（月曜日）午後5時までの物件

番号	所在地(住居表示)	登記地目 (現況地目)	実測数量(m ²)	用途地域	建ぺい率 /容積率	最低売却価格 (税込・円)
002	広島市南区楠那町106番1外1筆	畑(宅地) 畑(雑種地) 居宅他	237.78 199.87 計 (建)97.78(延)144.06	一種住居	60/200	1,800,000
010	安芸高田市美土里町本郷字呼巖4175番4	田(田)	815.47	指定なし (都市計画区域外)	指定なし	34,900

受付期限 令和6年4月19日（金曜日）午後5時までの物件

003	広島市安佐南区山本五丁目654番3外1筆	宅地(宅地) 宅地(公衆用道路)	118.30 9.91	一種低層	50/100	1,860,000
005	三原市中之町三丁目2575番4外1筆	宅地(宅地)	212.94	一種中高	60/200	1,240,000
006	尾道市因島中庄町字平ヶ崎2281番4	宅地(宅地)	364.92	一種住居	60/200	1,700,000
008	福山市千田町一丁目393番2	宅地(宅地)	170.14	一種住居	60/200	3,030,000
009	三次市君田町石原字下保田665番1	雑種地(宅地)	349.91	指定なし (都市計画区域外)	指定なし	686,000
012	山県郡安芸太田町大字加計字神田3490番7	宅地(宅地)	731.43	指定なし (都市計画区域外)	指定なし	4,280,000
013	山県郡北広島町南方字陰地6540番1外1筆	宅地(宅地) 雑種地(雑種地)	319.75 118.00	指定なし (都市計画区域外)	指定なし	143,000

※契約を締結した場合は、その内容（物件所在地、区分・数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の別、法人にあってはその業種）を公表します。

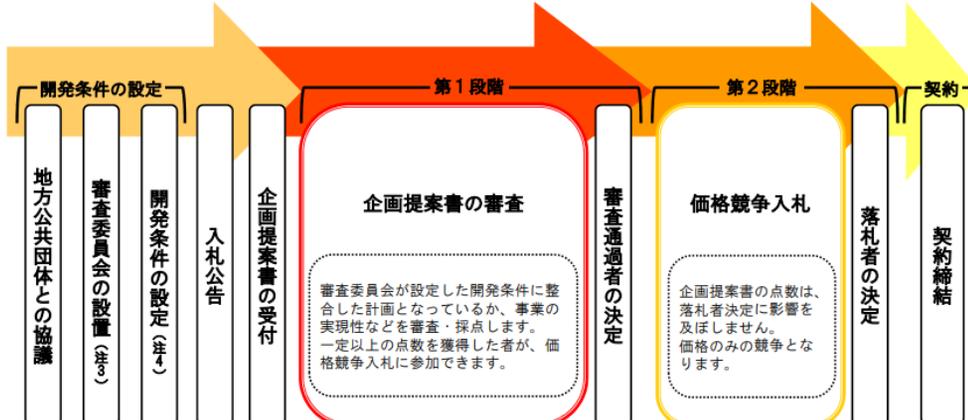
※現地説明に参加される場合には、事前の申し込みが必要となります。

※掲載物件の概要は、中国財務局ホームページ（<http://chugoku.mof.go.jp/>）から物件の情報を取り出すことができます。

2【二段階一般競争入札（定期借地）を予定している物件】

整理番号	所在地	面積(m ²)	用途地域	建蔽率/容積率(%)	備考
2	広島市中区上幟町3番8	2,240.61	近隣商業	80/400	工作物一式

二段階一般競争入札とは、土地利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者を対象に価格競争入札を行う方法です^(注1)。物件によって契約（売却又は定期借地^(注2)）が異なります。



(注1) 詳細については物件ごとの入札案内書をご確認ください。
 (注2) 定期借地期間は物件によって異なります。入札案内書をご確認ください。
 (注3) 審査委員会の委員は、都市計画、不動産等の専門的知識を有する者などで構成されます。
 (注4) 土地の有効利用を促すための開発条件を地方公共団体及び審査委員会の意見を聴取しながら設定します。

3 【受付中の国有地の暫定的な貸付け物件】

整理番号	所在地	登記地目	面積[m ²]
1	広島市中区上八丁堀 2 番 5	宅地(宅地)	8,097.97
2	広島市中区東白島町 19 番 74	宅地(宅地)	3,209.72
3	広島市中区西川口町 10 番 21 外 1 筆	宅地(宅地) 宅地(公衆用道路)	20.32 54.06 のうち持分 1/6
4	広島市中区西白島町 3 番 1 のうち	宅地(宅地)	124.33
5	広島市南区似島町字長谷 4860 番 1 のうち	宅地(宅地)	4,832.03
6	広島市南区似島町字長谷 4860 番外	宅地(雑種地)	1,445.35
7	広島市安芸区中野東六丁目 4468 番 1	雑種地(宅地)	439.85
8	広島市佐伯区杉並台 58 番 4	宅地(宅地)	227.49
9	三原市大和町上徳良字稲荷本 1000 番外 2 筆	宅地・畑(宅地・畑)	814.80
10	尾道市向東町字天女浜 9228 番 2 外 1 筆	原野(原野)	491.43
11	福山市神村町字木ノ原 3862 番 1 外 1 筆	田(雑種地)宅地(宅地)	1,078.62 240.96
12	三次市君田町石原字向原 449 番 14	原野(雑種地)	136.78
13	安芸高田市甲田町上甲立字下市 461 番 1	田(雑種地)	548.82
14	安芸高田市美土里町本郷字広畠 4275 番外 4 筆	宅地・原野・田・畑(宅地・雑種地)	1,641.05
15	呉市天応西条四丁目 1262 番 2	宅地(宅地)	298.85
16	豊田郡大崎上島町沖浦字水野元 115 番 3	宅地(宅地)	336.43
17	豊田郡大崎上島町東野字西矢弓 2937 番 1 外 1 筆	宅地(宅地)・公衆用道路(公衆用道路)	693.45 17.80

貸付けに当たっての留意事項（必ずご一読下さい！）

1. 利用用途の制限

風俗営業、暴力団の事務所、公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用途などには、利用できません。また、産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・砂・残土置場、振動・騒音・悪臭の著しいものなどについても、ご利用いただけません。これらの他に、個々の物件により、利用用途が制限される場合もありますので、利用要望のある方は、必ず物件の所在する財務局・財務事務所・出張所へ照会してください。

2. 返還時の原状回復

返還するときは、貸付期間満了日までに原状回復することが条件となります。

3. 利用者の決定方法

国有地の貸付け等は手続きを明確化し、速やかに、かつ、より透明で公平な手続きによるとする観点から、ホームページに掲載のうえ、利用要望を募り、原則、一般競争入札により利用者を決定します。複数の者から要望があった場合は、面積・利用期間等が国にとって有利と思われる要望の内容を条件として一般競争入札を行い利用者を決定します。

なお、面積・利用期間等によっては、法令の規定に基づき、入札によらずに貸付けが行える場合もありますので、お気軽に物件の所在する財務局・財務事務所・出張所へご連絡ください。

※貸付けを行うまでには一定の事務処理期間が必要となりますので、利用要望のある場合はお早めに物件の所在する財務局・財務事務所・出張所へお問い合わせください。

1. 2. 3 (1~14) についての申込先及びお問い合わせ先	電話番号
中国財務局管財部国有財産調整官	082-221-9221

3 (15~17) についての申込先及びお問い合わせ先	電話番号
中国財務局呉出張所統括国有財産管理官	0823-21-6411